

平成25年12月16日

学生及び教職員各位

大学院総合文化研究科長

### 駒場キャンパスの放置自転車等の廃棄処分について

平素より皆様には構内交通にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。

駒場キャンパスの放置自転車等について、廃棄処分を下記のとおり実施しますのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 警告書の取り付け

大学に登録されていない無許可の放置自転車等について、12月12日(木)に警告書(黄色)を取り付けました。

##### 2. 告知期間

上記警告書は、取り付け後、約2週間の猶予期間(12月26日まで)を設け、その間に自転車等の所有者に取り外させて、所有している旨を明らかにします。

なお、所有者は、速やかに登録申請を行ってください。

申請先：学部学生・大学院学生は、学生支援課学生支援係

(アドミニストレーション棟1階 03-5454-6074)

教職員等は、総務課総務係

(アドミニストレーション棟2階 03-5454-6014)

##### 3. 保管期間

2週間を経過してもなお警告書が付いている自転車等は、所有者がいないものとして廃棄処分の作業対象とし、その後、約1ヶ月間(1月23日まで)を保管期間とします。

##### 4. 廃棄処分

保管期間を終了し、廃棄処分が決定した自転車等は、所定の手続きを経た後、大学が一括して処分します。

##### 5. 問い合わせ先

本件については、正門守衛室(03-5454-6666)にお問い合わせください。